

権利擁護支援の担い手の確保・育成について

令和6年3月8日(金) 令和5年度権利擁護支援シンポジウム 基調講演

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室長 火宮 麻衣子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画における 担い手の確保・育成について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度の取組経緯

1. 成年後見制度利用促進の取組経緯

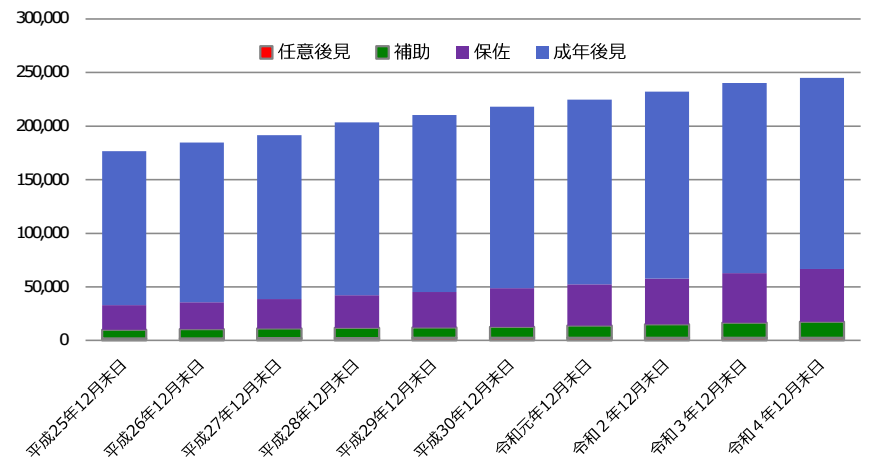
- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法（議員立法）が成立。
平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の5年間）を閣議決定。

- ※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人（推計）に、令和7年には約700万人になる見込み。

出所：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

(成年後見制度の利用状況)



※ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

2. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回（3つのWGで合計13回）の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施（12月22日公表）。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。
- 令和4年3月25日に第二期基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）を閣議決定。第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証とりまとめ。

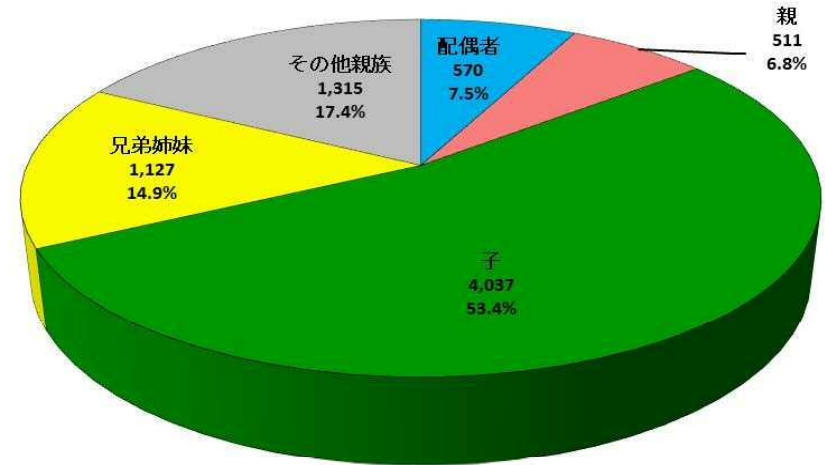
成年後見人等と本人の関係別件数（令和4年）

- 成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任されたものが7,560件（全体の約19.1%）、親族以外の第三者が選任されたものが32,004件（全体の約80.9%）となっている。

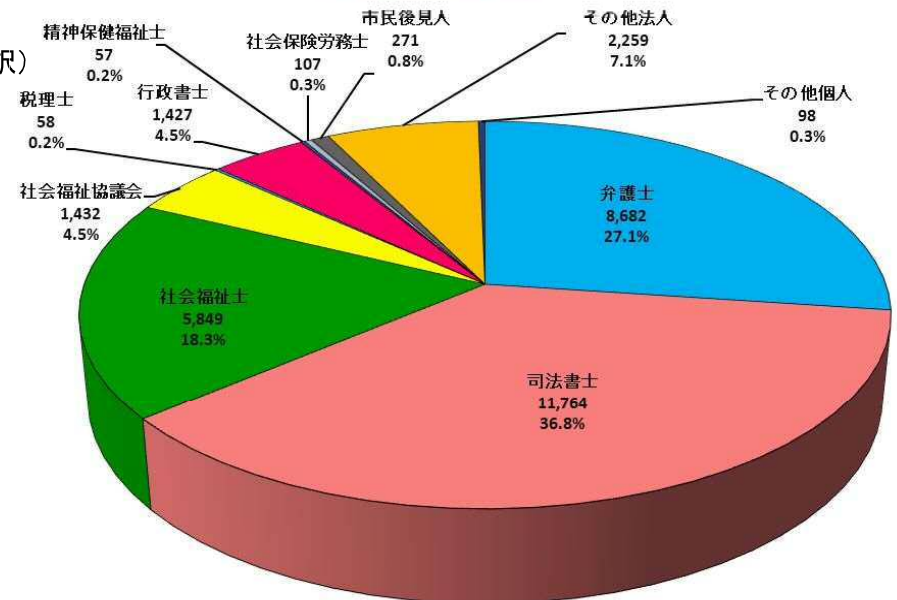
（親族, 親族以外の別）



（親族の内訳）



（親族以外の内訳）



（注1）後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注2）「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

資料出所：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和4年1月～12月－」

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 19%
親族以外81%(うち弁護士27%、司法書士37%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) **担い手の確保・育成等の推進**
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

担い手の確保・育成等の推進 ～ 基本方針 ～

- 中核機関等の整備による権利擁護支援の二ーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増大。判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、**多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。**
- **市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきたが、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は2割程度。人口規模が小さく社会資源が乏しい等により、単独市町村での養成が難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携・調整までを行うことが難しいからと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因**と考えられる。
- **担い手の確保・育成は、広域的な課題**としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められる。**担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要。**

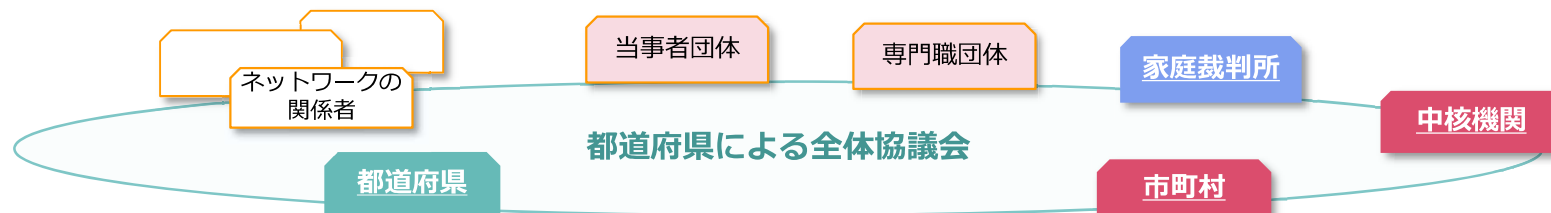
多様な担い手の確保・育成の推進

- 市民後見人の育成・活躍支援
- 法人後見の担い手の育成
- 専門職後見人の確保・育成
- 親族後見人への支援

第二期計画における担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

都道府県による具体的しくみづくり

- ①市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない課題などについての情報収集・分析の実施
- ②後見活動が想定される圏域を設定
- ③市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定
- ④市町村と連携した養成研修の実施



市民後見人の育成・活躍支援

- **市民後見人**とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- 第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、**市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要**である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取り組みとなっている。

課題

育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない

市民後見人養成に取り組んでいる(予定含む)市町村は24.6% (令和4.4.1)

第二期計画におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないもの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援**などを行っている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 市町村・都道府県による市民後見人養成研修の実施。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

市民後見人の
育成支援とは

地域住民が後見人等として
活動できるようにするための支援



地域において広く権利擁護の担い手として
活躍できるようにするための支援

法人後見の担い手の育成

- 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、**比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応**などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、**社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待**される。
- 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、**都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成**をする必要がある。第二期計画では、**都道府県による育成も進めるものとする**。

国等による法人後見実施のためのカリキュラムの周知等	都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援
<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見実施のためのカリキュラムの周知 ・ 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人の法人後見の推進の検討 ・ 都道府県等の公的関与の下で虐待等の支援困難事案を受任する場合の後見の実施に向けた検討 <p>【最高裁判所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法人が後見人等に選任される際の考慮要素等」についての各家庭裁判所の検討が深まるよう支援、集約 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>各家裁と中核機関の意見交換が可能となるように積極的に後押し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見の担い手の育成方針の策定（KPIあり） ・ 法人後見実施のための研修の実施（KPIあり） ・ 法人後見実施のための研修修了者の情報を都道府県協議会で共有 ・ 法人後見実施団体が参加する連絡会の開催 法人の活動・支援状況の共有 勉強会の実施 家庭裁判所と連携した、連絡会実施についての周知

専門職後見人の確保・育成／親族後見人への支援

専門職後見人の確保・育成

- 財産管理及び身上保護における意思決定支援の重視を基本とした上で、専門性に応じた受任を想定し、各専門職団体で対応することが基本。
- 専門職団体間で、専門職後見人の質の向上等の取組に関する情報交換を行うなどの連携の強化を通じて、効果的な支援方策の検討につなげることも期待される。

研修等の取組を行う際...

後見人等は財産管理・身上保護の両方を担うこと、いずれの事務も本人の意思決定支援の観点から行う必要があること、を踏まえる。

〔内容〕専門性の質が確保されるもの、
実践的なもの（取組の実践例を含める等）

- ◆ 専門職・・・市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割を意識して支援に取り組むことを期待
- ◆ 専門職団体・・・このような専門職の育成を期待



親族後見人への支援

- 市町村・中核機関は、
 - ・申立ての相談に関わる際、本人の身近にふさわしい親族等がいる場合、後見人等候補者として申立てできることや後見人等が担う役割について助言する。必要に応じて受任者調整を行い、家庭裁判所に当該親族等を候補者として推薦する等の支援も期待される。
 - ・必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談等に応じることのできる相談体制の整備が求められる。
- 専門職も、ふさわしい親族等がいる場合には候補者として挙げるなど、親族後見人の活躍の後押しをすることが望ましい。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R4.4時点)
任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 1,031 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 (R5.2時点) 286 / 286公証役場 (R5.2時点)
担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 2 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 15 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 18 / 47都道府県
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>			都道府県による研修の継続実施		市町村長申立てに関する研修の実施 30 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用636 / 1,741市町村 報酬 746 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用632 / 1,741市町村 報酬 730 / 1,741市町村
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		市町村による計画策定・必要な見直し 1,094 / 1,741市町村
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 19 / 47都道府県

優先して取り組む事項 ※3

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
討 向 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制 度 の 運 用 改 善	意思決定支援の浸透	全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			意思決定支援研修の実施 16 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	・基本的考え方の整理と普及	—	適切な後見人等の選任・交代の推進等					
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等					
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	不正防止の徹底と利用しやすさの調和					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			制度や相談窓口の周知 1,471 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			中核機関の整備 935 / 1,741市町村
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			



2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク づくりの重要性

ひと、くらし、みらいのために

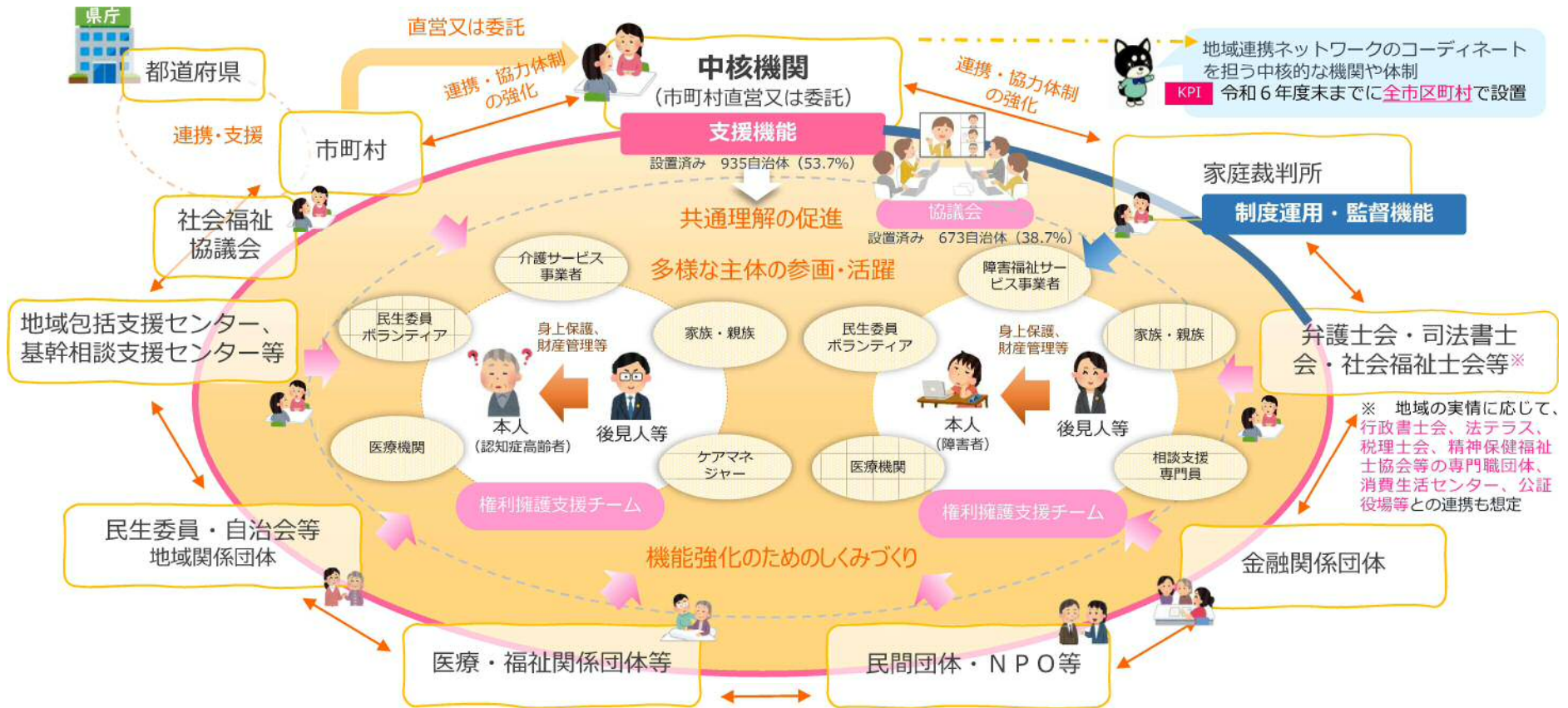


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

12

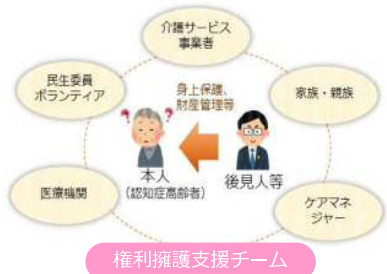
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 高齢化が急速に進展する中、地域においては、
 - ・ 銀行預金の払い出しができなくなったり、介護・障害福祉サービスの利用や入院の契約ができないなどその判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなるケース、
 - ・ 虐待や消費者被害など権利侵害を受けており、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげる必要のあるケースなど
 権利擁護支援のニーズが増加。
- こうした権利擁護支援ニーズに対応するためには、各地域において、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに司法との連携も含めた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築していく必要がある。



権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの仕組み

- 権利擁護支援チーム -



対応困難ケースが生じた場合の流れ

必要な権利擁護支援の対応を実施。支援方法等に迷ったら中核機関に相談

- **権利擁護支援チーム**とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して**日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ**である。
- 既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

- 協議会 -



① 支援方針等の相談

中核機関が、権利擁護支援の相談を受けて、適切な支援をコーディネートするために具体的な支援を検討・協議する場

⑤ 支援方針等の助言、追加支援のコーディネートなど

- **協議会**とは、各地域において、**専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ**である。
- 各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、**権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける**。
- なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

- 中核となる機関 -



② 協議会の開催

本人や関係者等から、権利擁護支援等の相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援をコーディネート

③ 対応方針の検討・協議

④ 対応方針の決定

- 中核機関とは、**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**であり、以下のような役割を担う。
 - ・ 本人や関係者等からの**権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割**
 - ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために**関係者のコーディネートを行う役割 (協議会の運営等)**
- 中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が**委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人 (例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等) を適切に選定するものとする**。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづかっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 必要に応じた指導や指示、監督処分 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

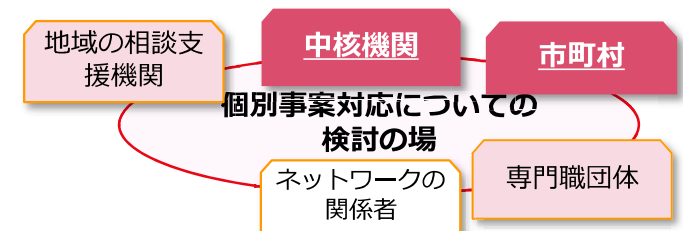
第二期計画における市町村による協議会

成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、**多様な主体が理念を共有**し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していく必要がある。

a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

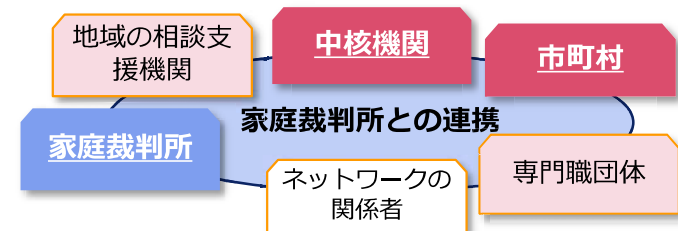
個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施



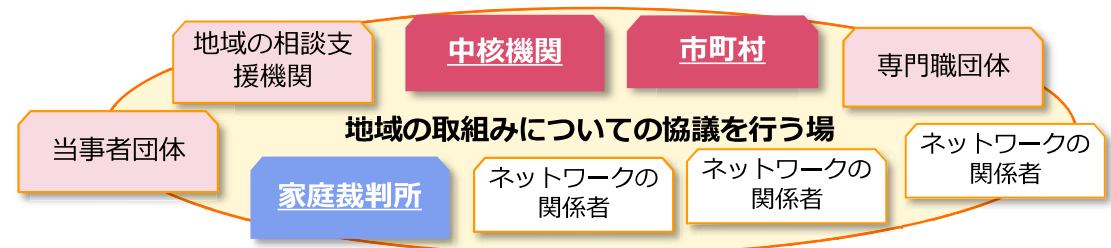
b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により**受任イメージを共有**するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。



c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「**多様な主体の参画・活躍**」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で**地域課題への取組について協議する場**。既存の仕組みを活用できる。

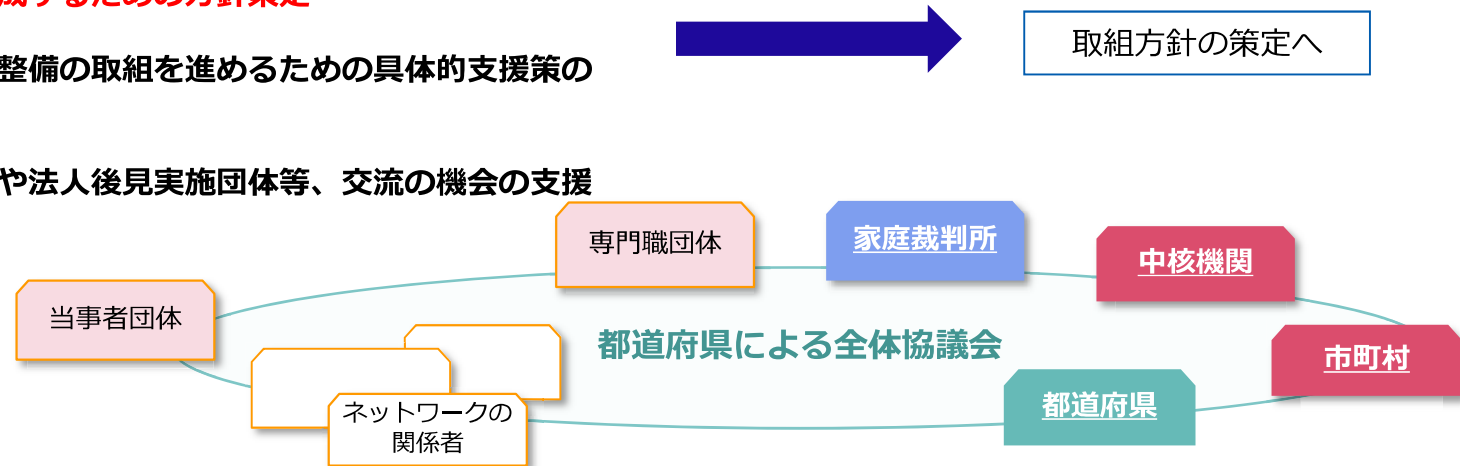


第二期計画における都道府県による協議会

家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、**担い手確保などの広域的課題への取組の必要性**、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

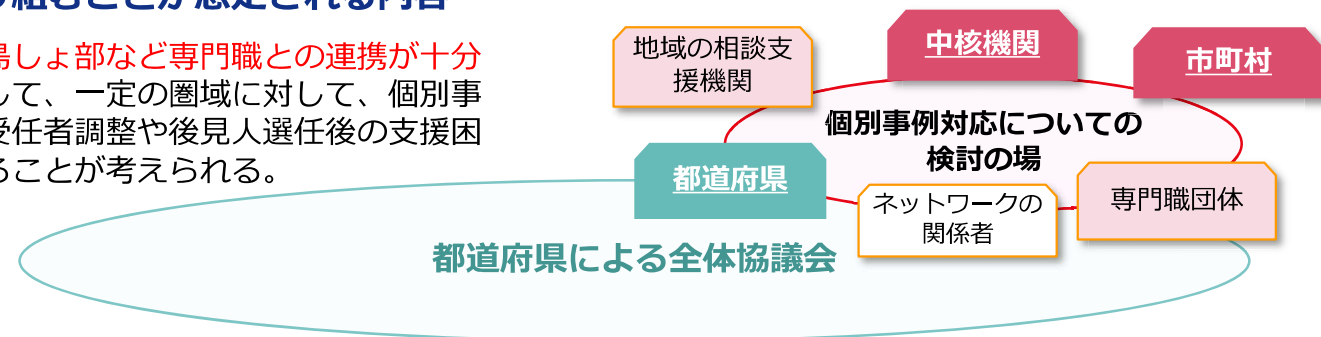
全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・ **担い手を確保・育成するための方針策定**
- ・ 管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・ 市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援



圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。





3. 担い手の確保・育成のための取組



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、**活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画**のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：**819,578回**（令和4年4月～令和5年3月）

◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）



担い手育成の重要性の周知啓発【令和4年度～】

- ・ 担い手育成の重要性を伝える冊子・チラシを制作し、全国の自治体等に展開。
- ・ 市民後見人・法人後見の活動動画をポータルサイト『成年後見はやわかり』で公開。



共通理解のための小冊子『地域を支える力に 支える力を地域の力に』

- ・ 成年後見制度の内容や、権利擁護支援の重要性などの共通理解を進める冊子。
- ・ 制度の仕組み、利用開始までの流れ、利用検討時に気をつけること等のほか、市民後見人や成年後見制度利用者のインタビューも掲載。

担い手育成のための小冊子『育てよう、地域の力を！』

- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成・確保の重要性を伝える冊子。
- ・ 市民後見人・法人後見の活動と意義、市民後見人の育成・支援の流れ、法人後見に向けた体制づくり等のほか、市民後見人や中核機関、福祉関係者等のインタビューも掲載。

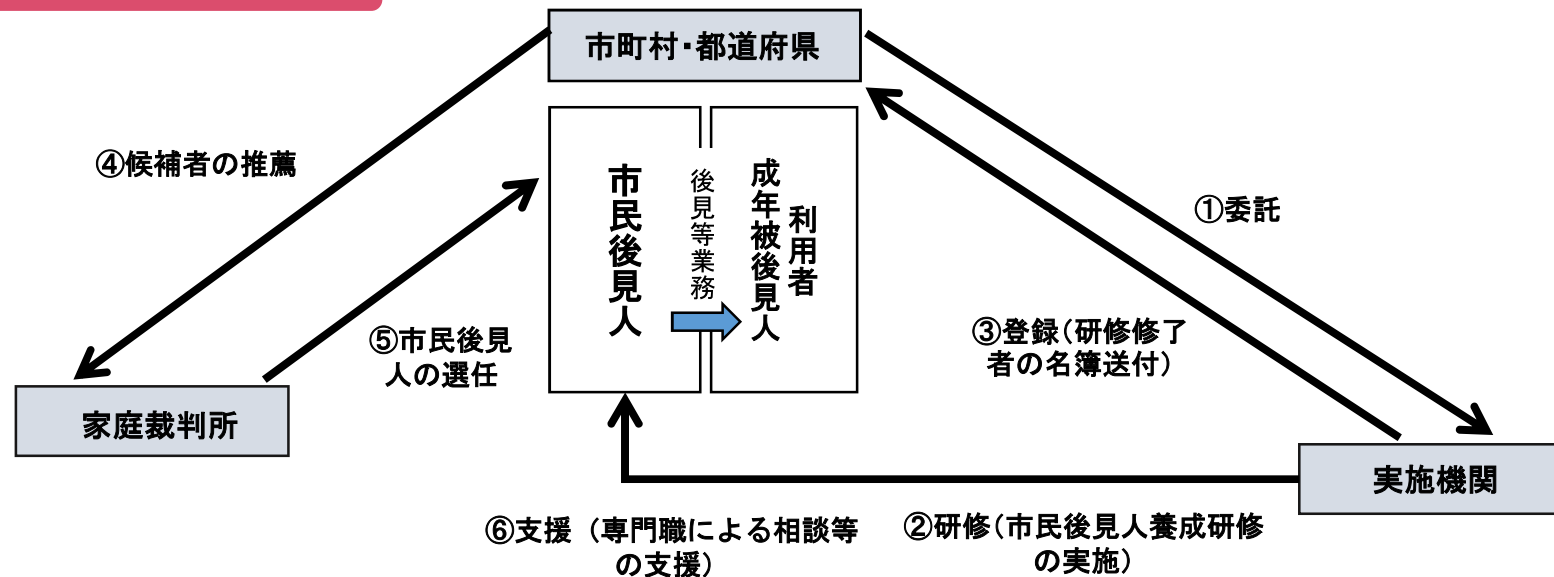


※これらの資料は、[こちらからダウンロードできます！](https://guardianship.mhlw.go.jp/download/) ⇒ <https://guardianship.mhlw.go.jp/download/>

市民後見人の養成

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である。成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要がある。

市民後見人養成のイメージ



「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直し

- 基本カリキュラム・・・39単位（講義・実務・演習）+ 11単位（体験学習+レポート作成）= 合計50単位
〔補講を行う場合52単位 * 1単位=60分〕

※最も大きな変更点は、研修テーマ・科目『意思決定支援（3単位（180分））』を設けたこと。

【参考1】令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」
特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構HP (<https://jichitai-unit.ne.jp/network/group-overview.html>)

【参考2】「意思決定支援」については、ポータルサイト「成年後見はわかり」の研修資料等もご活用ください。

⇒ <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/>

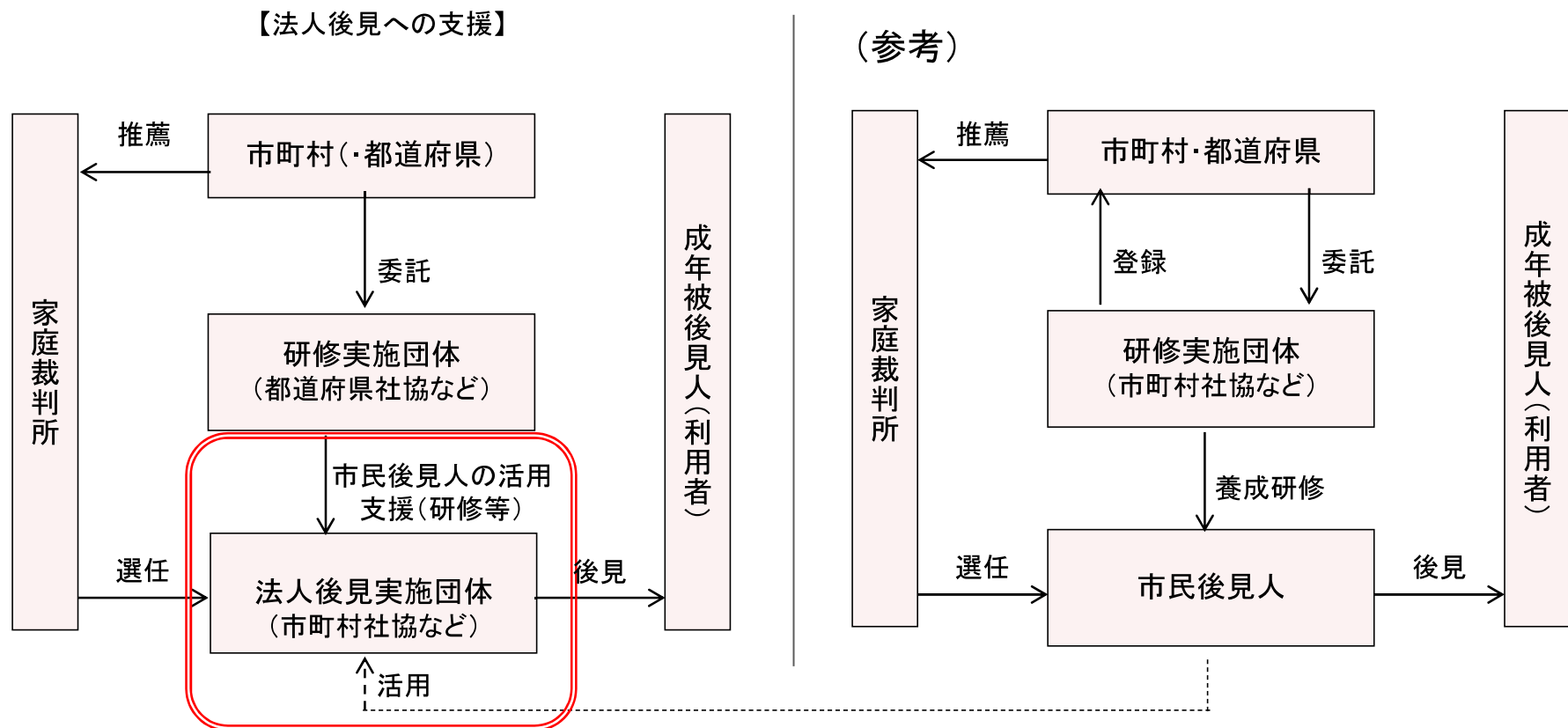
市民後見人を活用した法人後見への支援

●障害者総合支援法(平成25年4月1日施行)

第七十七条(市町村の地域生活支援事業)

市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

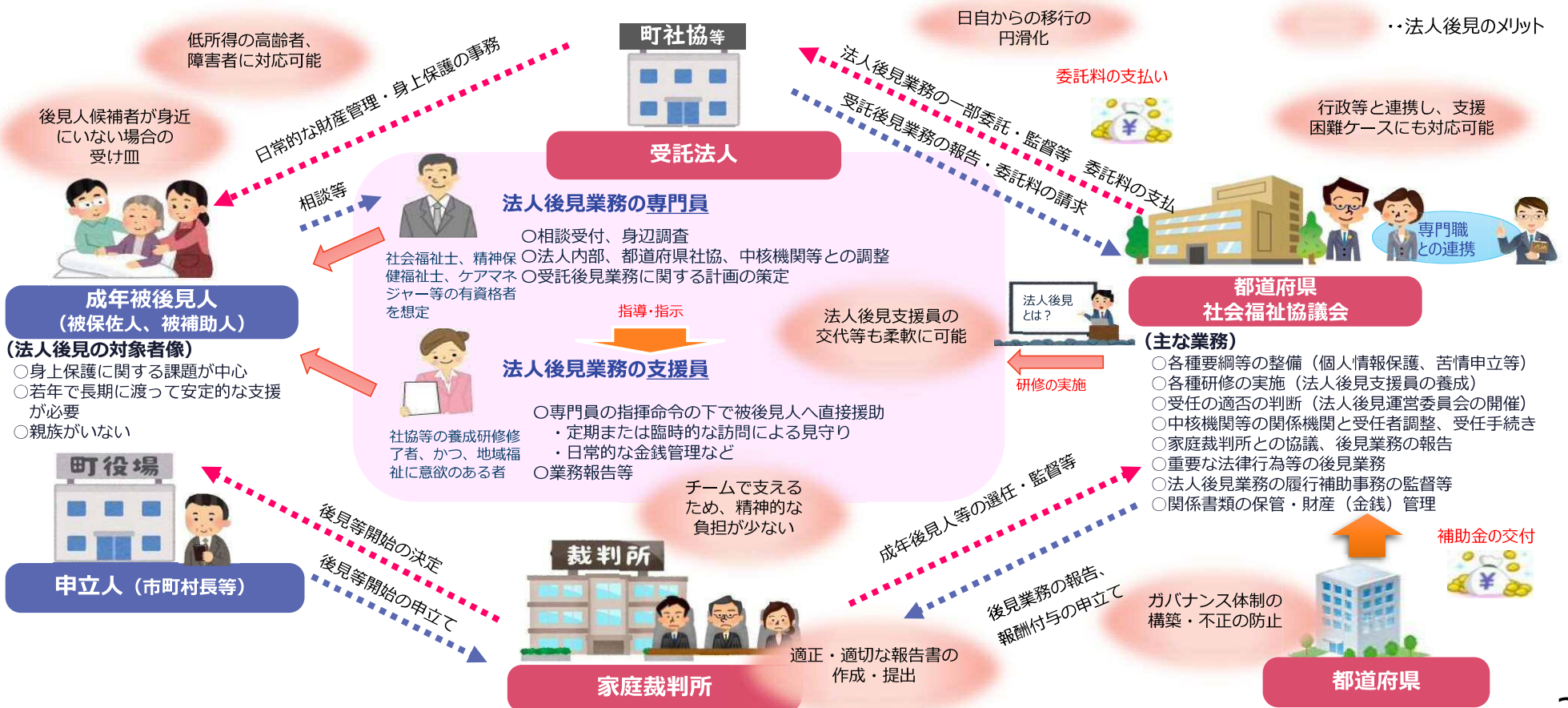


法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組の促進

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における取組例)

- 社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待されるが、法人後見に取り組んでいる市区町村社協は3割程度。町村部、とりわけ、離島や山間地など成年後見制度の利用ニーズがそれほど顕在化していない地域は、法人後見の担い手の空白地域になっているものと考えられる。
- このため、令和6年度以降、都道府県社協が法人後見を受任し、被後見人への日常的な支援を、市区町村社協や家族会、社会福祉法人、NPO法人など被後見人の身近な地域に所在する民間事業者等が受託して実施する取組（法人後見（業務委託型））を全国に広げていくことにより、全国どの地域においても、判断能力が不十分な人がその意思、特性、生活状況等に合わせて多様な選択肢から適切な後見人等を選任・交代できるような体制の整備を目指す。

◆ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組のイメージ



地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
 <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 <補助率> 1/2 <実績> 70自治体（令和4年度）



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）
 <基準額> 5,000千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 10自治体（令和4年度）

○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
 <基準額> 300千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 34自治体（令和4年度）

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和6年度当初予算案）



※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。